

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定によつて、開発行為に関する工事の完了について、次のとおり公告する。

平成二十年十月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大竹市南栄三丁目一一四番一、一一四番四から一一四番六まで、一一四番二三の一部、一一四番一五、一一四番一九、一一四番二〇、一一四番二四、一一四番二五

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

山口県岩国市今津町一丁目二―二五

有限会社 スクエア企画

代表取締役 安本 政人